

<遺留分放棄の許可>

1 概要

遺留分とは、一定の相続人が、相続に際して法律上取得することが保障されている、遺産の一定の割合のことをいいます。この遺留分を侵害した贈与や遺贈などの無償の処分は、法律上当然に無効となるわけではありませんが、遺留分権利者が減殺請求（※）を行った場合に、その遺留分の範囲で効力を失うこととなります。

この遺留分を有する相続人は、相続の開始前（被相続人の生前）に、家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができます。

※ 遺留分減殺請求とは、遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、相続財産に属する不動産や金銭などの返還を請求することをいいます。

2 申立人(申立てができる人)

遺留分権を有する相続人

3 申立ての時期

相続開始前（被相続人の生存中）

4 申立先

被相続人の住所地の家庭裁判所

被相続人の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(被相続人の最後の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

被相続人の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

5 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 110円切手×5枚×申立人数	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	被相続人の財産目録・・・【申立書】・【記載例】を参照	
⑤	被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	
⑥	申立人の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※3 戸籍謄本（全部事項証明書）は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 同じ書類は1通で足りません。

6 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）